

答申 情第73号

令和4年5月31日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開（一部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

令和3年12月28日付けFNo. 0・4・5により諮問のありました事案  
について、別紙のとおり答申します。

以 上

## 1 審査会の結論

本件審査請求に係る、相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った令和3年3月9日付け相模原市指令（感対）第61号による一部公開決定（以下「本件処分」という。）については、非公開と決定した部分のうち、別表に示した部分については公開するべきである。

## 2 審査請求の経緯

- (1) 令和3年2月23日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の「検査体制が確立されている医療機関とは具体的にどこの医療機関なのか」について、公文書の公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、「契約締結医療機関一覧」を公開請求に係る公文書と特定し、このうち、医療機関名、郵便番号、住所、メールアドレス、電話番号及びFAX番号は法人等に関する情報であって、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため条例第7条第2号アに該当するとの理由で非公開として、令和3年3月9日付けで審査請求人に公文書公開（一部公開）決定通知書を送付した。
- (3) 令和3年4月15日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、令和3年12月28日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、次のとおりである。

ブラックペーパー（一部公開文書）は情報公開の文書ではなく、情報公開法違反の隠蔽書類である。

## 4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

新型コロナウイルス感染症に係る検査については、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて（健感発0304第5号令和2年3月4日厚生労働省健康局結核感染症課長通知）」により、市が医療機関に行政検査を委託することができるとされたことにより、市衛生研究所又は市と委託契約を締結した医療機関が依頼する民間の検査機関において行われている。公開請求の対象となっている医療機関とは、これらの医療機関であるため、該当する医療機関一覧を対象の公文書と特定した。

これらの医療機関では、PCR検査等を実施していることが公になると、検査希望者が過度に集まり、円滑な診察に支障をきたすおそれがある。また、新型コロナウイルス感染症患者の診察を行ったことが公になると、他の患者が受診を控える等、委託医療機関の経営に支障をきたすおそれがある。さらには、医療機関の従事者や家族などが、日常生活で他人から差別的な扱いを受ける事例も報告されている。これらの理由により、市と医療機関との委託契約締結の条件として、公にしないことを付されており、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を不当に害するおそれがあるため、条例第7条第2号アに該当することから、医療機関の一連の情報を非公開とした。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

本件申立文書は、新型コロナウイルス感染症に係る検査について、市とPCR検査委託契約を締結した「契約締結医療機関一覧」である。

### (2) 条例第7条第2号ア該当性について

#### ア 条例第7条第2号アの趣旨及び解釈

条例第7条第2号アは、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とするというものである。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

#### イ 当審査会の判断について

当審査会において、実施機関が非公開とした部分を見分したところ、医療機関名、郵便番号、住所、メールアドレス、電話番号及びFAX番号が記載されていた。

実施機関の説明によれば、本件処分時から、PCR検査を実施している医療機関名等は、市民からの個別の相談に対しては回答しているが、一覧表として公表することはしておらず、公表することにより、本件処分時には、新型コロナウイルス感染症患者の診察を行ったことが公になることにより、他の患者が受診を控える等当該医療機関の経営に支障をきたすおそれがあり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断したとのことである。

これらのことから、本件処分時には、条例第7条第2号アに該当し、非公開としたことは妥当であると判断する。

しかしながら、本件処分時と答申時においては、新型コロナウイルス感染症に係る社会状況は大きく変化しており、答申時においては、PCR検査を実施していることを公表してもよいとしている医療機関があり、実際に、神奈川県ホームページにおいて、PCR検査を実施している医療機関名が掲載されている。実施機関の説明によれば、現在公表している医療機関も本件処分時には公表に同意していなかったとのことであるが、答申時においては、すでに公表されている情報は条例第7条第2号アに該当せず、公開すべきである。

(3) 条例第7条第2号ただし書該当性について

ア 条例第7条第2号ただし書の趣旨及び解釈

条例第7条第2号ただし書は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について、同号本文に該当する場合であっても、例外的に公開しなければならないとするものである。

イ 当審査会の判断について

審査請求人の請求内容は、新型コロナウイルス感染症に係る検査体制が確立されている医療機関等であり、条例第7条第2号ただし書に該当するか検討する。該当するか否かについては、公開することにより得られる利益と、非公開とすることによって保護される利益とを比較衡量し、前者が後者を優越する場合に該当すると判断すべきである。

この点、確かに、市とPCR検査委託契約を締結した契約締結医療機関を公開すれば、検査希望者は医療機関で受診し、自らが感染しているかどうかを確認することができ、感染の拡大を抑えられるといったことが考えられることから、公開することにより人の生命、健康等に係る利益があることは否定できない。

しかし、本件処分時においては、医療機関が公表しないことを条件に契約締結しているように、当時の社会状況から、医療機関が新型コロナウイルス感染症患者の診察を行ったことが公になることにより、他の患者が受診を控える等当該医療機関に対して厳しい状況となるおそれがあったことは認められる。なお、本件処分時においても、感染拡大の防止という観点から、市民からの個別の相談に対しては、PCR検査を実施している医療機関名等を回答している。

これらの利益を比較すれば、本件処分時においては、市とPCR検査委託契約を締結した契約締結医療機関を公開することにより得られる利益が、非公開とすることによって保護される利益を優越するとはいえないことから、条例第7条第2号ただし書に該当するとはいえない。

なお、本件処分時においては条例第7条第2号ただし書には該当しないが、前記(2)イで述べたとおり、答申時においては、すでに公表されている情報は条例第7条第2号アに該当せず、公開すべきである。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った一部公開決定について、非公開と決定した部分のうち、別表に示した部分については公開すべきであると判断する。

## 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年12月28日	実施機関からの諮問
令和4年 1月31日	審議 実施機関からの意見聴取
3月14日	審議
5月31日	審議

第2部会委員 岩崎 忠  
辻 雄一郎  
粟谷 布由実

### 別表

対象文書	公開すべき部分
契約締結医療機関一覧	医療機関名、住所、電話番号のうち、すでに公表されているもの